

青森公立大学事務局規程の一部を改正する規程の制定について

1 趣旨

地域連携センターの機能の充実や国際芸術センターの活用促進等の推進など、今後の大学運営の円滑化・効率化を図るため、事務局内の組織を見直しするものである。

2 改正内容

- (1) 国際芸術センター青森に関する事項を、教務学事グループから総務企画グループの所掌事務とする。
- (2) 情報システムの管理及び運営に関する事項、情報処理に関する教育の支援に関する事項、並びに情報システムの利用促進に関する事項を、教務学事グループから財務管理グループの所掌事務とする。
- (3) 教務学事グループの所掌事務に、「後援会等への支援に関する事項」を新設する。

3 施行期間

平成30年4月1日から施行する。